



三井住友DSアセットマネジメントが藤倉コンポジット<5121>株式の 大量保有報告書を提出



藤倉コンポジット<5121>について、三井住友DSアセットマネジメントが10月20日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「純投資（投資収益性を重視して行う投資）」によるもの。

報告書によると、三井住友DSアセットマネジメントの藤倉コンポジット株式保有比率は、5.27%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2017年10月13日。